

島根県後期高齢者医療広域連合職員の休日に関する条例等の一部改正について

1 改正要旨

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、関係する条例について、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 島根県後期高齢者医療広域連合職員の休日に関する条例の改正

条文の文言を整理するもの。

(2) 島根県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の改正

会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができることとするもの。

(3) 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正

ア 会計年度任用職員が、公務上の負傷等により地方公務員法（以下「法」という。）第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされた場合に、休職期間中の給与の全額を支給できるようにするもの。

イ 会計年度任用職員が結核性疾患にかかり、又は結核性疾患以外の心身の故障により法第 28 条第 2 項第号に掲げる自由に該当して休職にされた場合に、一定の期間を上限とし、給与の 100 分の 80 以内を支給できるようにするもの。

ウ 会計年度任用職員が、法第 28 条第 2 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされた場合、休職期間中の報酬の 100 分の 60 以内を支給できるようにするもの。

エ 会計年度任用職員が、法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の許可を受けたときは、その許可が効力を有する間、給与を支給しないこととするもの。

3 施行期日

公布の日